

# 茨城の教育

茨城県高等学校  
教職員組合  
水戸市平須町 1-93  
Tel 0293053075  
Fax 0293053317  
iba-kou@mito.ne.jp

## 公正で公平な人事を！

### 県教委の人事担当と懇談しました

毎年、「人事異動」に関する懇談を3つのレベルで行っています。10月には「参事兼総務課長・学校教育部長・高校教育課長・特別支援教育課長等」との全般的な意見交換、11月には「高校教育課と特別支援教育課の人事担当」との人事ルールと問題点などに関する懇談、そして1月末には「管理主事等」との個別問題に関する懇談です。今回は、11月11日に行われた「人事担当」との懇談について、報告します。なお、記事では実際のやりとりではなく、要約してあります。

高教課と特教課から人事担当課長補佐を含む6人が出席し、およそ1時間半ほど、あらかじめ組合から提出した文書にもとづいて行われました。

### 新たな人事ルールの策定を

**組合** 「平成20年度以降の定期人事異動ルール」が実施され、8年が経過した。この間の「人事ルール」の運用上の課題等を検証し、高校の3分割と自らの希望を基本とした新たな「ルール」の策定に踏み出すこと。

**高教課** 人事ルールの課題としては「欠員を減らす」「年齢の不均衡の是正」「県北、県東地区での不均衡是正」「再任用希望者の増加による職種ごとの配置」などがあるが、現行のルールは一定の成果を上げてきた。これからも解決に向けた努力を継続していく。



### 現行「人事ルール」の改善を！

**組合** 2校目在職期間を10年に！  
新規採用者の2校目の同一校在職期間7年を最長10年に変更すること。

**高教課** 今年度末から5年目になる職員が増加するが、タイプの違う学校を早くから経験してもらいたいため、変更は困難である。\*5年目、6年目では一般異動、7年目でグループ異動となる。

**組合** 異動の上限を55歳未満に！  
グループ異動の上限年齢年度末57歳未満を55歳未満にすること

**高教課** 困難だが、校長に本人とよく相談するように伝えてある。

\*「校長猶予」も可能だという趣旨。

### 組合 通勤時間を60分以内に！

グループ異動に伴う通勤時間90分以内を60分以内にする事。

**高教課** 実態としては60分ベースで考えている。本人の希望や異動対象校がない場合には、60分を超えることもある。

### 組合 異動禁止校を7校から30校程度に！

原則として学校間の異動を行わないとする対象校を、現在の7校から30校程度にまで拡大すること。

\*異動禁止校を作ったのは、組合の提案も受けて、異動の偏り(等高線異動等)を減らすためでした。

**高教課** 平成25年度末に16校から7校に変更したので、その成果を検証していきたい。

\*進学校間の異動がまた増えているのではないのでしょうか。組合としても検証結果をもとに、新ルールも視野に入れて懇談を続けたいと考えています。

### 異動を「強要」しないこと！

#### 組合 管理職が異動強要を行わないように、指導すること

特別支援学校において、管理職が異動強要を行わないように、県教委として適切な指導を行うこと。

**特教課** 同一校10年以上、新採6年以上は積極的に配置換えを行っていく方針だが、強要はしていない。

\*異動希望提出後に校長が「異動」するように、繰り返し持ちかけるのは、『強要』ではないだろうか。そのようなことがないように校長を指導すべきである。

**高教課** 『強要』と受け取られるようなこ

とが無いように、人事校長会で校長に伝えたい。

\*県北と県南の高校で、校長から異動を『強要』されたと感じた職員がいたことが問題になりました。

### 小規模校やフレックススクールに教員の加配を！

**組合** 特別な支援を必要とする生徒が多数在籍している小規模校や県教委の施策で設立したフレックススクールについて、生徒の学力面や生活面での現状、教員の勤務実態を考慮して、教員の加配措置を行うこと。

**高教課** 小規模校やフレックススクールの生徒の現状や教職員の状況は把握している。生徒指導サポートなどで対応しているが、学校の要望に応じて非常勤も措置している。

\*非常勤だけでは部活指導等ができないので、不十分である。

→裏面に続く→→→

### 異動希望書の県への提出は 12月1・2日

11月16日(水)に「人事校長会」が行われ、翌日以降に職員への説明がありました。校長は、個々人の異動希望書を一覧表と共に、12月1・2日に(学校ごとに時間指定) 地区担当管理主事に提出しました。

異動希望者は、一般異動では6校記載、グループ異動(強制異動)では3つのグループ記載になっていますが、6校の記載がなくても、校名が記入されていても、高教課は受け取っています。

## 再任用ではなく、 定年の延長を！

**組合** 今後、年金支給年齢が引き上げられ、再任用希望者が増加することを踏まえ、再任用ではなく定年年齢の延長を国に求めること。

**県教委** 要望として承っておく。

## 再任用を定数外に！

**組合** 当面、再任用者の多様な働き方を保障するため、再任用者を定数外とするため、国に対して現行制度の変更を要求すること。短時間勤務者に対しては、県の予算で早急に定数外の配置とすること。

**県教委** 再任用者を定数外とすることは、国に要望している。短時間勤務者の県独自の定数外配置は困難である。

**組合** 当面、「雇用と年金の確実な接続」の観点から再任用制度を充実させ、希望する者はこれまで通り、全員任用すること。また、再任用者の勤務先は本人の希望を尊重すること。

**高教課** 希望者全員を配置している。勤務先については今後も本人の希望にできるだけ添うようにしていく。

**組合** 組合の意見を聞きながら、持ち時間など勤務条件に関わる基準を県教委として策定すること。

**高教課** 要望として承っておく。  
\* 組合に、短時間勤務なのにフルタイム並みに持ち時間が長いという相談があったことを取り上げました。

**組合** 退職予定者への再任用制度の説明時期を退職前年の9月までに行うこと。

**県教委** 11月に行っている退職予定者説明会の時に、再任用制度についても説明している。制度改正などもあるので、説明会の時期を早めるのも難しい状況である。なお、再任用の具体的な説明は、校長がするように伝えている。

\* 「再任用」だけの説明会の開催を検討すべきと組合では考えています。

## 再任用 2校目からは現在校OK

再任用1年目は退職校以外の学校への異動が原則です。しかし、農業や工業などの専門性を生かせる学校が近隣にない等の場合は現在校勤務になります。また、本人と校長から希望があった場合、再任用2校目からは現在校継続ができます。なお、現業職員の場合は、再任用1年目から現在校を希望することができます。

## グループ異動

グループ異動は異動することだけが「強制」で、異動先については事前に希望を説明することができます。県教委は校長に対し、希望先や家庭の事情等を丁寧に聞くことを要請しています。

## 異動実現は 組合加入が一番

組合員ならば要求書を県教委に提出して、直接実情や要望を人事異動担当管理主事に伝え、要求することができます。組合に加入することが異動希望実現の一番の早道です。人事に関する問題や疑問は職場の組合員、組合本部まで連絡して下さい。

## 現業労組

## 県教委と交渉しました

9月30日、現業職員の勤務条件や人事制度等に関する県教委交渉を行いました。主な課題について報告します。

### 嘱託員の休暇制度の改善について

第2種嘱託員の休暇制度について、組合は夏季休暇の付与、年次休暇を時間単位でとれるよう要求しました。県教委の回答は知事部局などとの均衡を理由に「困難」でしたが、やり取りの中で「年休の時間単位取得は学校現場では取り方として可能だと思う、研究する」との発言を引き出しました。

### 安全で安定した学校給食の提供を求めて

太田一高では、今年4月から定時制の給食調理業務に民間会社への委託方式が導入されています。県教委(保健体育課)に半年間の状況説明を求めたところ、年度当初は委託先会社の社員2名体制で調理業務を行っていましたが、6月上旬までに5名の方が辞め、7月から9月までの2ヶ月間は3名体制で対応していたことが分かりました。当局は、委託先の会社は学校給食の経験がなく、「学校給食衛生管理基準」に規定されている食器具等の洗浄、消毒の作業部分に困難を極めていたことが原因と説明しました。

来年度、太田一高と同様の民間委託方式やデリバリー方式の実施校を増やす検討をしているかとの組合からの質問に対して、当局は「現時点では検討していない」と回答しました。幸いなことに給食を提供できないという事態には至らなかったようですが、来年度の太田一高について、調理員採用による従来方式に戻すよう当局に要求しました。

### 定期人事異動について

「異動に関する希望調査書(行政職員等)」は希望を記入する欄がAとBの二つあります。A欄は現在校、又は、異動(職場名は三つまで)を、B欄は「現在校にいたいがもし異動するとすれば」として職場名(二つまで)を記入する欄です。備考欄を見ると、A欄で現在校を希望した者に対して「現在校に3年以上在職する者は、B欄の該当箇所に必ず記入すること」を指示していることが分かります。

「同一校在職期間3年以上」は転勤希望を申し出た職員を配置換え対象にする際の要件です。転勤意思のない職員に異動先を申し出るよう指示できる要件ではありません。

2013年度以降、組合は人事制度に則した「希望調査書」となるようB欄の削除を求めてきました。県教委は昨年度の回答「削除可能か否か引き続き意見交換したい」を踏まえ、「B欄記入に係る除外規定を設けるなどの検討をしたい」との前進回答をしました。

### 再任用選考申込書の改善について

現業職員の場合、運用上、再任用1年目も定年退職した職場での勤務を希望することができます。組合は「再任用選考申込書(行政等職員用)」の備考欄に定年退職時の職場も希望できる旨明記することを要求しました。県教委の回答は「要望として伺う」でしたが、やり取りの結果「検討する」との発言を引き出しました。

一定、前進回答を引き出した要求もありましたが、嘱託員の休暇制度問題や教育条件の低下を懸念せざるを得ない給食調理業務の民間委託方式の導入問題については、引き続き粘り強く交渉に取り組んでいきます。